

(様式5)

瀬戸内市における中学校部活動の地域移行基本方針 に対するご意見等と市の考え方について

令和7年8月26日から9月16日まで、「瀬戸内市における中学校部活動の地域移行基本方針」について、パブリックコメントにより意見等を募集したところ、15人の方々から24件のご意見等をいただきました。

これらのご意見等につきまして、次のとおり整理し、市の考え方を示しました。

なお、取りまとめの便宜上、寄せられたご意見等は集約・要約させていただいております。

	ご意見等の要旨	市の考え方
1	学校部活動の基本的なねらいは、生徒の心身の健やかな成長である。地域移行後の目指す姿について、地域と学校が協力して教育を担っていくことに双方にメリットがあることを理解していただける表現にした方がいいのではないか。	中学校部活動の地域移行は、その受け皿となる地域クラブの育成が不可欠です。本基本方針に定める基本目標を達成するために、地域クラブのメリットについて周知するとともに、地域への波及効果についても情報発信していきます。
2	部活動を地域で展開していく上で、受け皿となりうる団体のあり方や条件を明確にし、地域部活動のクラブとして育てる必要がある。	地域移行の受け皿となる地域クラブについては、市が認定する制度を導入します。学校部活動を継承・発展させた活動を安全・安心に実施するために必要な要件等を定めることとしています。
3	外部指導員の待遇や報酬を好条件に設定するべきである。そうすることで、優秀な人材を確保し、より充実した指導環境を提供でき、中学生の成長を支えることができるようになる。	教員の負担軽減や専門的な指導力の確保のために外部指導員の活用も進めます。その際は、ご意見いただきました好条件な待遇や報酬の設定も一つの方策として検討し、より良い人材が確保できるように努めます。
4	外部指導員の活用により、子どもたちが多様な技術の取得等、楽しんで向上することを期待している。	部活動においても専門的な指導等ができるように外部指導員の活用を図ります。
5	教職員の兼職について、外部指導員と同等の報酬を得ることができる仕組みを設けるべきである。そうすることで、教職員自身の意欲向上に繋がるとともに、現場での実務経験を活かして充実した指導を行える環境が整う。	今後、指導者への報酬の一部を補助する制度を検討していきますが、その基準として外部指導員への報酬額も参考にします。
6	中学校の部活動にはない競技がある。地域移行を進めるこの機会に、今まで部活動で行なっていなかった競技の選択肢も加えて欲しい。	地域移行の進め方については、まずは現在3中学校において活動している部活動の種目から進めていきますが、ゆくゆくは部活動以外の種目へも拡大していきます。子どもたちが多様な選択をすることができるよう、幅広く制度や趣旨を周知してご理解・ご協力いただくとともに、地域クラブの育成・拡大に努めていきます。
7	「これまで部活動を行っていた時間帯に」とあるが、指導者が活動できる時間や保護者の送迎等が必要な場合や、施設が込み合っていることもあるため、これまでの部活動時間帯に限定するのは適切とは思わない。	部活動の地域移行を進めるにあたり、これまでの部活動を行ってきた時間も活動できるようにする必要があり、現行の学校開放事業の制度変更が必要となります。ご意見のとおり指導者が活動できる時間帯や保護者の送迎、施設の利用状況によっては十分な活動ができない場合も想定され、中学校施設も含めた市内スポーツ・文化施設の有効な活用方法も検討していきます。

8	大会参加費や旅費等も部活動時代の負担と変わらないような地域クラブへの補助金を検討して欲しい。指導者への謝礼については、部活動の顧問の教員へのサービス残業で成り立っていたものである以上、特段の配慮を講じなければ成り立たない事業であることを配慮し、予算措置を考慮して欲しい。でなければ、指導員の確保も困難となることが予測される。	部活動の地域移行は、その活動主体が学校から地域クラブへの移ります。そのため、原則として活動に要する費用はクラブや参加する生徒や関係者の負担となりますが、持続可能な制度となるように、地域クラブ、指導者、経済的に負担の大きい家庭などへの負担軽減策を検討していきます。
9	部活動地域移行推進協議会だけの議論にとどまらず、各競技や各活動ごとなど、必要に応じて部会の設置などの必要性があるのでは。	部活動地域移行推進協議会では、地域移行に係る仕組みづくりや取組方針などを協議しています。今後、地域移行を進めていく中で地域クラブと学校、生徒、保護者、教育委員会をつなげ、コーディネートする組織の整備を行うとともに、必要に応じてかかるべき協議の場を設けて地域移行を進めていきます。
10	地域クラブに部活動の教育活動を求めるには、ノウハウを経験する時間が必要である。そのためには、部活動の顧問と、地域クラブの指導が平行する時期があり、教員から地域指導者に重心が移行する期間が必要であるのではないかな。	本基本方針では、まずは休日の部活動から地域移行を進めることとしています。そして、令和10年度以降には平日の部活動の地域移行も検討していきますが、まずは休日の部活動を地域移行する中で連携強化を図り、目的や課題の共有を行っていきます。
11	設定されたスケジュールが予定どおり進まなかった場合、一番影響を受けるのは生徒になる。そのため、スケジュールについては、弾力的に対応する旨を明記すべきである。	本市の地域移行を進めるスケジュールは、国の方針も勘案したスケジュールとしており、原則として、令和10年度以降は休日の活動はすべて地域クラブ活動とすることを目標として、準備を進めていきます。ただし、今後、不測の事態等が発生し、このスケジュールどおり進めることができないことが明確に見込まれる場合は生徒の影響を最優先に考え、柔軟に対応します。
12	地域クラブへの財政支援の中身がわからないと、受け皿として責任を持つ団体や指導者も手を上げられない。しかるべき時期に財政支援の内容を明確にすべきではないかな。	ご意見のとおり財政的な支援の内容については、できるだけ早期に明示し、周知を図るように努めます。
13	地域クラブの運営には、顧問・学校・教育委員会との連携が不可欠であると思う。その点についても明記すべきではないかな。	地域クラブ活動には、地域クラブ・学校・教育委員会の連携が不可欠であると考えていますが、具体的にどのような形で連携できるかは今後の検討課題です。本基本方針には、コーディネーターやコーディネート組織を含めた連携については明記しており、それらの人材や組織を含めた連携方法を検討していきます。
14	市の支援策として補助金交付支援があるのなら、地域クラブの不正流用防止のための監査を行政が行う必要があるのでは。	地域クラブを適切に運営するためには、組織内に監視機能を有する必要があります。そのため、地域クラブの認定要件として、監事の配置の要件を設ける予定です。また、市としても交付した補助金が適切に処理されていることを確認する義務があり、不正が疑われる場合、その権限の中で必要な措置を講じます。
15	教職員が地域クラブの指導者となる場合、地域移行後の公私混同、服務規律は改めて遵守してほしい。	兼職・兼業により教職員が地域クラブに参画した場合、生徒に対する指導経験や知識など、地域クラブ活動において大きなメリットになります。一方で、地域クラブ活動時は教職員の身分としての活動ではないため、地域クラブにおいて定められた服務規律等の遵守を徹底します。
16	保護者から会費を徴収し生徒を預かる以上責任があり、知識と技能を持ち合わせていることが必要。そのため、指導者の定義が曖昧ではいけない。	地域クラブの認定要件に、指導者としての要件や指導体制などを盛り込む予定です。

17	現在クラブを運営しているが、仕事と掛け持ちをしていくとなると、休日だけであっても、平日と同程度の人数は必要となる。無償で休日指導をしてくれる人ばかりではなく、一定の報酬は必要である。	指導者への報酬については、その一部を補助する制度を検討していきます。
18	指導者となれば、指導者資格や審判資格の保有を求められることもある。その場合の費用に対する補助も配慮すべきである。	ご意見のとおり競技によっては指導者資格や審判資格が求められ、その取得や更新に費用が必要となります。ただし、こちらは競技の種目だけでなく、競技レベルや地域クラブの運営方針などによっても変わってきます。そのため、個別での対応は難しく、地域クラブの運営支援等で考えていきます。
19	熱中症対策のために活動場所となる小中学校の屋内体育館へエアコンを設置してほしい。	地域クラブが安全・安心に活動できる環境整備は重要であると考えます。いただきましたご意見につきましては、小中学校施設管理の担当課にも情報共有し、政策決定の参考とさせていただきます。
20	スポーツ施設の体育館にエアコンを設置してほしい。	地域クラブの活動場所について、まずは中学校施設の利用を考えています。ただし、今後地域移行が進めば中学校施設だけでは十分な活動ができない場合も想定されます。その場合、市内スポーツ・文化施設を有効に活用する必要があり、環境整備についてもその中で検討していきます。
21	活動場所にカギ付ロッカーを設置してほしい。	地域移行に必要な学校備品については、地域移行を進めていく中で学校等と協議を行い、その設置等を検討していきます。
22	地域クラブ活動となると、保護者の経済的・事務的な負担は増える。保護者への説明には力を注いでほしい。	関係者の理解を促進するために、様々な広報・啓発活動を行っていきます。
23	ハラスメントや大きな事故が起こった場合の責任の所在を考えていかないといけない。	責任の所在について、部活動としての活動の際のトラブル等は学校が対応し、地域クラブとしての活動の際は地域クラブでの対応となります。ただし、そのような問題を未然防止するために、地域クラブの認定にあたり、適切な組織運営や指導者の資格、損害賠償保険への加入などの要件を設けるとともに、ハラスメント防止等の研修会も開催する予定です。
24	昨今、指導者によるパワハラが問題視されているが、行き過ぎた指導や人格否定など、子どもたちを委縮させないような指導を指導者には願います。	地域クラブ活動を充実させるためには、指導者の質の確保も重要な視点です。指導者のハラスメント防止や生徒の安全確保については、研修会を開催し、指導者の質の向上を図るとともに、万一問題が発生した場合は教育委員会が調査・指導します。